

令和6年（ワ）第23号 ウェブページ削除等請求事件

原 告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被 告 宮 部 龍 彦 外 1 名

証 拠 説 明 書

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

令和8年1月15日

被 告 宮 部 龍 彦
被 告 示 現 舍 合 同 会 社
上記代表社員 宮 部 龍 彦

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
28	裁決書	写し	2025/12/23	新潟県 教育委 員会	乙8-5（教高第711号の対象行政 文書）に係る部分公開決定につ いて、裁決により非公開部分の 一部が「公開すべき」と判断さ れ、公開範囲が拡大された事 実、及び当該判断に至る理由付 け・経緯。

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
29	R50721付け 教高第711号 対象文書（拡 大開示後）	写し	各文書記載 のとおり	新潟県 教育委 員会、 県立高 校、部 落解放 同盟新 潟県連 合会等 (各文 書記載 のとお り)	乙28裁決を踏まえ、拡大開示後 に現に開示された対象行政文書 の内容および開示範囲の具体的 な態様（どの情報が開示された か）。
30	新たに開示さ れた内容（差 分説明）	写し	2026/1/14	宮部龍 彦	乙29において新たに閲読可能と なった箇所をページ単位で整理 した一覧であり、拡大開示の内 容・範囲を簡明に示し、争点整 理の便宜のため。